

議案第98号

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例
の制定について

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和7年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例
(設置)

第1条 さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業者の選定基準の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による審議を終える日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。